

平成30年勝浦町マラソン議会（9月会議）会議録第3日目

1 招集年月日 平成30年9月13日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 9月13日 午前9時31分 議長 節 公 一

散会 9月13日 午後2時37分 議長 節 公 一

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	節公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	藪下武史
企画総務課長	山田徹	税務課長	久木喜仁
福祉課長	岡本重男	福祉課係長	柴田義朗
産業交流課長	海川好史	住民課長	中瀬弘晴
建設課長	松本博文	教育委員会事務局長	笹山芳宏
勝浦病院事務局長	笠木義弘	会計管理者	後藤信之
地方創生推進室長	石木正昭		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 河野稔彦

1 議事日程（第3号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 認定第1号 平成29年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 議案第1号 勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第2号 地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第3号 平成30年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）について

日程第6 議案第4号 平成30年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第7 議案第5号 平成30年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで（第3号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時31分 開議

○議長（節 公一君） 皆さんおはようございます。

ただいまから、平成30年勝浦町マラソン議会9月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（節 公一君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

大西議員から欠席の届けが出ていますので、ご報告しておきます。

なお、昼からの分で時間的に間に合えば出席するというような連絡をもらっております。

法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは野上町長、藪下副町長ほか関係各課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（節 公一君） 日程第2，認定第1号，平成29年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

議事の都合により、小休とします。

午前9時32分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（節 公一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課関連の詳細説明を求めます。

中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） それでは、住民課関連の平成29年度一般会計歳入歳出決算主要事項の説明をさせていただきます。

一般会計歳入歳出決算主要事項説明書，住民課をお開きください。

まず，1ページ目でございます。

2-1-3交通安全推進費でございます。51万6,060円が決算額となっております。主なものといたしましては，交通安全協会への補助金，またそちらの委員報酬が主なものとなっております。

続きまして，2-1-8広報費でございます。決算額264万8,285円でございます。

こちらのほう、主なものといたしまして、広報印刷委託料161万6,760円でございます。また、広報外部委託料といたしまして85万3,920円が主なものとなっております。

続きまして、2-4-1の戸籍住民基本台帳費でございます。こちらのほう、決算額が881万9,181円でございます。主なものといたしまして、こちらのほう印鑑システム構築業務270万円、こちらのほうは29年度に実施をさせていただきました。それから、戸籍電算機器保守委託料163万8,144円、また住基のパッケージ使用料といたしまして318万8,160円が主なものでございます。

歳入といたしまして、戸籍住民基本台帳手数料257万1,000円でございます。

続きまして、2ページ目をお開きください。

2-4-2住民基本台帳ネットワークシステム費でございます。こちらのほう、決算額が355万8,718円でございます。主なものといたしまして、住基ネット保守委託料173万4,285円、また住基ネットワークシステム関連機器リース料といたしまして168万9,660円が主な歳出でございます。

続きまして、2-5-1選挙管理委員会費でございます。106万7,514円が決算額でございます。主なものといたしまして、選挙管理委員会報酬、また選挙システムの使用料でございます。

続きまして、2-5-2選挙啓発費でございます。少額ではございますが、2万2,455円、選挙啓発小冊子等の印刷製本費でございます。

続きまして、2-5-3衆議院議員選挙費でございます。507万7,396円が決算額となっております。主なものといたしましては、職員の時間外でございます。こちらのほう、投開票事務に係る分、また期日前投票に係る分でございます。決算額が、時間外が225万6,211円となっております。

続きまして、2-5-7勝浦町長選挙費でございます。決算額393万6,331円でございます。こちらのほうも、主なものといたしまして、時間外勤務手当、投開票事務、期日前投票に係る時間外でございます。167万9,127円が主な支出でございます。

続きまして、4ページ目をお開きください。

2-5-10土地改良区総代選挙費でございます。こちらのほう、決算額7万6,834円でございます。無投票となりましたので、改良区の総代選挙管理者等報酬が

主なものでございます。

続きまして、2-6-1 統計調査費でございます。決算額63万6,375円でございます。主な統計といたしまして、学校基本調査、工業統計調査、人口移動調査、住宅・土地統計調査委託費、また就業構造基本調査の委託でございます。

続きまして、3-1-4 国民年金費でございます。決算額67万1,743円でございます。こちらのほう、システム更新業務委託料54万円が大きな支出でございます。国民年金法に基づく届け出等の電子媒体化の促進等に係るシステム対応業務委託料となっております。

続きまして、3-1-9 住民生活行政費でございます。決算額78万5,042円でございます。こちらのほう、男女共同参画の講演会費、また消費者行政の小松島市消費生活センター負担金が主な支出でございます。

続きまして、3-4-1 災害救助費でございます。こちらのほう、決算額47万512円でございます。こちらのほう、主なものは、被災者見舞金でございます。こちらのほう、昨年度は火災が全焼2件ございましたので、支出額40万円となっております。

なお、予備費で11万2,000円を充当をさせていただいております。

続きまして、4-1-4 環境総務費でございます。こちらのほう、決算額372万4,714円でございます。事業といたしましては、環境保全費として小松島市葬祭場使用料負担金256万円が大きな支出でございます。

それから、続きまして6ページ目をお開きください。

同科目の事業といたしまして、狂犬病予防事務費がございます。こちらのほう、決算額22万5,208円となっております。

続きまして、4-2-1 清掃総務費でございます。こちらのほうは、33万9,493円が主な決算額となっております。

続きまして、4-2-2 し尿処理費でございます。決算額3,375万7,800円、こちらのほうは、小松島市外3町村衛生組合負担金となっております。

続きまして、4-2-3 じんあい処理費でございます。こちらのほう、決算額7,192万7,529円でございます。不燃物処理場管理費といたしまして735万79円、また可燃物処理費といたしまして6,457万7,450円でございます。シルバー人材センターへ

の不燃物処理業務委託料が403万2,402円、また金属圧縮機修繕工事といたしまして202万7,558円が不燃物処理場管理費の主な支出でございます。可燃物処理費の事業の主な支出といたしましては、ごみ収集業務委託手数料1,365万円、またごみ焼却業務委託料、小松島市への可燃ごみの焼却業務の委託でございますが、こちらのほうが4,113万5,600円、また残渣処理業務委託料といたしまして332万1,000円が主な支出となっております。広域への東部整備協議会への負担金といたしまして448万7,987円を支出をいたしております。

続きまして、4-2-4 廃棄物再生利用等推進費でございます。こちらのほう、744万3,441円でございます。主なものといたしましては、廃棄物再生利用等処理委託料でございます。金属くず、ガラス瓶、廃プラスチック類等の委託料でございます。また、リサイクルプラザの倉庫賃借料といたしまして116万6,400円を支出をいたしております。

続きまして、4-2-5 合併処理浄化槽推進費でございます。こちらのほう、319万5,900円でございます。

8 ページ目をお開きください。

こちらのほうに、合併処理浄化槽推進事業補助金といたしまして318万9,000円を支出をいたしております。

5-1-4 農業集落排水事業費でございます。こちらのほうは、農業集落排水事業特別会計への繰出金2,265万円を支出をいたしております。

続きまして、7-4-1 公営住宅費でございます。こちらのほう、支出額が502万5,774円でございます。修繕費として107万2,982円、主な修繕といたしましては、五十田住宅給湯器修繕、屋内配水配管修繕、また玉の木住宅ガス給湯器関係修繕、中角住宅床修繕ほかでございます。

続きまして、7-4-2 一般住宅費、こちらのほう、住宅新築資金特別会計への繰出金でございますが、こちらのほうは繰り出しはございません。

一般会計については以上でございますが、一般会計の28年度からの繰越明許費がございますので、そちらのほうを続いてご説明をさせていただきたいと思っております。

1 ページを開いていただきまして、2-4-2 住民基本台帳ネットワークシステム費でございます。決算額42万2,000円。こちらのほう、個人番号カードの繰り越しに

係る分でございます。

続きまして、7-4-1の公営住宅費でございます。28年度に公営住宅中角の住宅改修を予定しておりましたが、繰り越しをさせていただいておりますので、そちらのほうの設計監理委託料59万4,000円、また工事請負費910万4,400円が主な支出でございます。

一般会計につきましては、繰越明許も含めまして、以上のとおりでございます。

○議長（節 公一君） 次、住宅も。

○住民課長（中瀬弘晴君） 続きまして、住宅新築資金特別会計歳入歳出決算主要事項説明書についてご説明をさせていただきます。

ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほう、貸付管理費といたしまして2万6,380円でございます。こちらのほう、住宅資金等貸付償還事務担当者の研修会への参加費が主なものとなっております。また、歳入といたしましては、滞納繰越分の貸付金元利収入14万4,000円を歳入として充当をさせていただいております。

住宅新築資金特別会計については、甚だ簡単ではございますが、以上でございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算主要事項説明書についてご説明をさせていただきます。

こちらのほうも、繰越明許がございますので、分かれております。

まずは、当年度分からご説明をさせていただきます。

1枚お開きください。

1-1-1農業集落排水事業施設管理費でございます。合計1,664万1,762円でございます。主な支出といたしまして、農業集落排水施設汚泥抜き取り手数料が304万5,561円、また電気代が317万9,119円、それから処理場維持管理委託料が274万3,200円でございます。緊急対応の真空ポンプ、トラブル対応といたしまして209万9,304円、また水質検査といたしまして58万8,600円、それから備品購入、こちらは補正をさせていただきました真空ポンプモーターを備品として購入をいたしております。これが181万6,020円となっております。

続きまして、2-1-1元金でございますが、こちらのほうは財政融資貸付金元金

の支出でございます。こちらのほうが1,084万7,981円、また、2-1-2利子といたしまして、308万1,053円が主な支出でございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計繰越明許歳入歳出決算主要事項説明書をお開きください。

こちらのほう、農業集落排水事業のほうも、真空ポンプ修繕工事、オーバーホールを28年度に予定をさせていただいておりました。その分を29年度に繰り越しさせていただいた分でございます。修繕工事といたしまして237万569円が支出をさせていただいております。

住民課の一般会計及び特別会計の説明については、簡単ではございますが、以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（笹 公一君） 以上で住民課関連の詳細説明は終了しました。

議事の都合により小休としますが、小休中に質疑を行います。

午前11時10分 休憩

午後1時28分 再開

○議長（笹 公一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

出納室関連の詳細説明を求めます。

後藤会計管理者。

○会計管理者（後藤信之君） 平成29年度一般会計歳入歳出決算の出納室分の説明をさせていただきます。

お配りしております資料は一部でございますので、ご確認をお願いいたします。

平成29年度一般会計歳入歳出決算主要事項説明書、出納室、4サイズ横長2枚つづりとなっております。

1 ページ目をごらんください。

2 款 1 項 1 目総務管理費の決算額は72万9,111円になります。主な事業の内容といたしましては、出納整理期間の事務補助のための平成29年4月から6月の間の臨時雇い賃金31万2,640円と、支払い、振り込み、また照会などの業務、コンピューターで結んで業務を行うために必要なナビバンク基本料6万4,800円があります。財源内訳としては、特定財源はなく、一般財源になります。

続きまして、2 款 1 項 2 目財産管理費の決算額は1,190万9,234円になります。主な



事業の内容としましては、公用車燃料代30万3,152円、公用車修理代23万5,256円、保険料306万2,637円、これは建物災害共済掛金代と自動車保険代となっております。手数料73万8,561円、これは浄化槽の法定検査料及び浄化槽のし尿投棄手数料でございます。浄化槽業務委託料522万3,312円、これは浄化槽の保守点検委託料、それから清掃委託料でございます。公有財産管理システムに係るサポート委託業務190万8,360円、公用車のリース料21万4,704円になります。

公有財産システムに係るサポート業務の内容は、土地、建物、工作物等、勝浦町所有資産の年度内の資産移動の確認、資産移動処理後、各資産の評価額を算出し、固定資産台帳情報を確定、土地台帳データと土地課税用電算データとの突合、移動のあった資産について土地や建物等位置情報のあるものについて作図やレイヤーの追加、地図データのシステム更新を行うものの内容となっております。財源内訳としては、電柱敷地料、企業局のものですが、7,500円が特定財源になります。

以上が出納室の説明でございます。

○議長（笹 公一君） これもしよったかな、財産区も。

○議会事務局長（河野稔彦君） 財産区は別々になります。

○議長（笹 公一君） この辺で説明せんと、あれしとったな。言うのとったように、ちょっと去年のやつも先に言うという、公有財産のサポートのやつ。

○会計管理者（後藤信之君） 今、説明内容。

○議長（笹 公一君） いや、他町村と比較するって言うのとったやろう。

○会計管理者（後藤信之君） はい。

他町村と比較してみただけですけども、地方公会計制度のために財務諸表の作成業務と、それと固定資産台帳整理サポートの業務というのが必要なんですけれども、勝浦町の場合は、財務諸表のほうは総務課がやっております、固定資産台帳のほうは出納室がしておりますので、2つの契約としております。問い合わせをしてみました町村では、同じ課がしているということで1つの契約としてございますので、勝浦町の場合の2つの契約を1つにまとめてみますと370万円ほどになります。問い合わせをしました近隣町村では1つの契約にしておりますので、それは310万円ということで、その委託内容の委託だということでいっております。

○議長（笹 公一君） 今のは、去年、そこで委託料を他町村と比較してみたらどう

かというような指摘があったんで、それに対する回答ということでした。

以上で出納室関連の詳細説明は終わりました。

議事の都合により小休しますが、小休中に質疑を行いたいと思います。

午後 1 時34分 休憩

午後 1 時39分 再開

○議長（笹 公一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会事務局関連の詳細説明を求めます。

河野議会事務局長。

○議会事務局長（河野稔彦君） それでは、議会事務局関連でありますけれども、議会費と、それから監査委員会費になります。

まず、決算主要事項説明書の表のほうの議会費であります。

決算額につきましては4,943万9,752円と。この額は前年度比1.3%の減となっております。内訳としまして、まず3-1-1 議員報酬が半分近くを占めておると、2,480万7,900円。それから期末手当、これも議員の分であります、784万4,256円ということです。その下の共済会の負担金、これ1,000万円弱あります。967万8,000円ということで、ここらあたりが主なウエートを占めております。

それから、下に行きまして、9-1-1の普通旅費62万1,050円、こちらについては、全員で行きます、昨年は広島と岡山方面での視察、それから広報委員会の視察等で、こちらの旅費に含まれております。それから、議長交際費でありますけれども、29万6,862円ということでありまして、それから、消耗品の額が大きいんですけども、55万1,058円。これにつきましては、追録代がかなりのウエートを占めております。あとは、消耗品関係での購入ということでありまして、それから、1つ下のほうに参りまして、13の10の筆耕翻訳委託料、113万8,672円ということで、不用額も出ておるんですけども、これは分量の関係で落としておりませんでした。筆耕会議録の翻訳ですね、この料金となります。その下の広報配布委託料は、議会だより年3回の印刷と配布代と、52万5,750円ということです。それから下に参りまして、大きい額としましては、14の1 使用料101万3,280円、これは議会映像、一般質問の映像配信となります。こちらの使用料が毎月定額で必要となっております。それから、18の1、その下に行きまして……。その上の借り上げ料が57万8,644円、これは視察に伴うバス

の借り上げ料というところがございます。18の1備品購入費、こちらの額がちょっと大きい額としまして92万4,442円となっておりますが、中身につきましては、議場用の椅子カバー、これにつきましてオーダーメイドで、この11月に入れかえたいと思っております。今、手のところがちょっと破れたりしておるんですけれども、これをつくっております。11月会議から入れかえたいと考えております。それから、プロジェクターとプロジェクターの台を1台購入しております。あと、19の692県町村議会議長会の負担金ということで54万4円となっておりますけれども、これは議長会の負担金と一部議長研修会の負担金という形で、旅費ではなく、こちらのほうから上がっている分もまぜております。議長会の負担金は前記、2回に分けて払っておりますけれども、1回17万4,000円の34万8,000円と、議長会は34万8,000円を支払っております。

続いて、監査委員の監査委員費のほうですけれども、決算額は140万5,259円であります。主な支出としましては、監査委員報酬、これが51万1,000円、それから監査委員の旅費ですね、これは勝名地区で2泊3日で視察研修があるのと、その分でありまして29万1,415円、3人分ということになってます。それとあと別の管内とかの旅費等も含まれております。それから、消耗品のほうが大きいんですけれども、こちらにつきましては、やはり書籍の追録代と。ほとんどが追録代でございます。あと、19の600、一番最後ですけれども、19万4,405円と。こちらにつきましては、監査委員の全国大会が1回あります。こちらにつきましては、一括して負担金という形で請求が参りますので、こちら19節で払っております。

議会と監査につきましては、以上のとおりです。

○議長（節 公一君） 以上で議会事務局関連の詳細説明は終了いたしました。

議事の都合により小休としますが、小休中に質疑を行います。

午後1時44分 休憩

午後2時01分 再開

○議長（節 公一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

認定第1号、平成29年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定についてを第二読会に付することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(節 公一君) ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

~~~~~

○議長(節 公一君) 日程第3, 議案第1号, 勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてから日程第7, 議案第5号, 平成30年度勝浦町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長(野上武典君) 議案第1号から議案第5号までについて、提案説明を申し上げます。

議案第1号, 勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は, たばこ税の税率の引き上げや加熱式たばこの課税方式の見直し等に関して条例の一部を改正するものでございます。

議案第2号, 地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は, 学校の部活動を円滑に実施するため, 部活動指導員を任用し配置するに当たり, 報酬を支給するために条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号, 平成30年度勝浦町一般会計補正予算(第3号)についてであります。

補正額につきましては, 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,158万5,000円を追加し, 歳入歳出予算の総額を36億5,464万4,000円とするものであります。

議案第4号, 平成30年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

補正額につきましては, 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ728万9,000円を追加し, 歳入歳出予算の総額を8億5,471万6,000円とするものでございます。

議案第5号, 平成30年度勝浦町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

補正額につきましては, 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,088万2,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を8億8,678万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただきご決議賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笹 公一君） 議案第1号から第5号について町長の趣旨説明が終了しました。

続いて、議案第1号、第4号についての詳細説明を求めます。

久木税務課長。

○税務課長（久木喜仁君） それでは、議案第1号、第4号、合わせて詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第1号、勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

昨日お配りしました資料1をごらんください。

改正する主な条例内容をここに書いてあります。第24条につきましては、字句の修正ということで、「控除対象配偶者」から「同一生計配偶者」という言葉の変更となっております。施行日は31年4月1日となっております。

それから、第92条ですけれども、加熱式たばこの課税方式の見直し等でございます。喫煙用の製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分を創設しております。内容につきましては、みなしたばこに係る規定の整備、紙巻きたばこの本数への換算方法の見直しということでございます。施行日は、以下30年10月1日というふうになっております。

それから、95条ですけれども、税率の引き上げというふうになっております。平成30年10月1日から3段階で1本当たり0.5円ずつ、合計1.5円引き上げるというふうになっております。

それから、附則第2条ですけれども、手持ち品課税ということで、紙巻きたばこ3級品以外の製造たばこに係るものが対象となっております、販売業者が平成30年10月1日午前0時現在において合計2万本以上の製造たばこを販売のために所持している場合は、手持ち品課税の対象となるというふうなことでございます。

続きまして、議案第4号、平成30年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第2

号) について詳細説明を行います。

これも、資料2のほうで説明させていただきますので、ごらんください。

1 ページ目ですけれども、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。補正額は195万7,000円、合わせて753万円というふうになっております。財源としましては30万円、右にあります特別調整交付金を充てております。この30万円っていいものは、まだ決定しておりませんので、県からの情報によりますと、おおむね3分の1ぐらいになるだろうというふうな見込みとなっておりますが、ちょっと小さ目に今回は入として計上してあります。また、これについては、決定次第3月の補正予算での精算になろうかと思えます。

それから、内容についての詳細ですけれども、主なものについてご説明申し上げます。

7 の賃金ですけれども、臨時雇用賃金56万2,800円でございます。それから、業務委託料、これが118万8,000円というふうになっております。これは、国保制度改正に伴いまして、システムの改修作業というふうになっております。

次に、2 ページをおあけください。

8 款諸支出金、1 項5 目でございます。補正額が447万1,000円、合わせまして554万7,000円というふうになっております。全て一般財源ですので、繰越金を充てる予定でおります。その詳細でございますけれども、5、返還金、療養給付費等負担金償還金でございます。これは、平成29年度の自主的による精算でございます。

それから、その右をごらんください。

8 款の諸支出金でございます。補正額が86万1,000円で、合わせまして211万3,000円となっております。内容につきましては、返還金が86万501円ということで、これにつきましても、退職者医療交付金返還金、29年度の実績の精算でございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 続いて、議案第2号、第3号についての詳細説明を求めます。

笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 議案第2号についてご説明を申し上げます。

地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例でございます。

部活動指導員1時間につき1,600円の項目を別表選挙立会人、開票立会人の次に加える改正をお願いするものでございます。

それから、それに伴いまして補正予算の計上もしております。

補正予算の6ページをお開きいただきまして、入といたしまして、下の県支出金、県補助金のところで、6の教育費県補助金ということで26万6,000円を想定しております。

それから、8ページでございますが、出といたしまして、9の1の3、義務教育振興費で40万円の増額をお願いするものでございます。

以上、説明といたします。

○議長（笹 公一君） 続いて、議案第3号についての詳細説明を求めます。

山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） それでは、議案第3号、平成30年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

若干ちょっと後先になりますけれども、補正予算の全体像をちょっと先説明をさせていただいて、その後に企画総務課関係の補正予算の説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算の予算書をお出しいただいて、まず1ページのほうをお開きただけたらと思います。

まず、歳入でございます。

今回の補正予算の歳入をご説明させていただきたいと思っております。

まず、11款分担金、負担金、こちらのほうが、補正額75万円であり、農地災害復旧負担金になります。

あと、13款国庫支出金、補正額は419万5,000円としております。こちらは、農業施設災害復旧費補助金でございます。

続きまして、14款県支出金、補正額が175万8,000円でございます。主に、県単治山事業の補助金でございます。あと、細かい部分は各課のほうの説明でさせていただくこととなろうかと思っております。

続きまして、18款繰越金328万2,000円、こちらのほうは一般財源となります。

続きまして、20款町債でございます。補正額160万円でございます。災害復旧の現年農林業施設債でございます。

以上で歳入総額では1,158万5,000円の増額補正でございます。一般財源といたしましては328万2,000円の増額となっております。

続きまして、2ページのほうをお開きください。

歳出でございます。

5款農林水産業費では、270万円の増額補正でございます。

8款消防費では、98万5,000円の増額補正でございます。

9款教育費では、40万円の増額補正でございます。

10款災害復旧費では、補正額750万円の増額でございます。

最終総額では、1,158万5,000円の増額となっております。

続きまして、3ページのほうをお開きください。

第2表でございます。地方債の追加補正でございます。

今回の追加は、災害復旧での現年農林業施設債で、限度額を160万円とするものがございます。起債の方法、利率、償還の方法は、他の起債の当初予算と同様でございます。

以上、一般会計補正予算全体の説明とさせていただきます。

続きまして、企画総務課関連の補正について、予算書の事項別明細3の歳出から説明をさせていただきたいと思っております。

8ページのほうをお開きください。8ページの中段でございます。

8款消防費、1項消防費、1目非常備消防費で、98万5,000円の増額をお願いをいたしております。内容といたしましては、災害用の簡易トイレセットを県の補助金を受けて整備するものがございます。財源といたしましては、国県支出金が2分の1となっております。

内容といたしましては、6ページのほうをお開きいただけたらと思っております。6ページの下段でございます。14款県支出金、2項県補助金、7目消防費県補助金で、進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業補助金49万2,000円、こちらのほうを特定財源といたしております。こちらのトイレセットでございますが、県が補助金をつけまして、緊急時のトイレの整備ということで力を入れてやられている分に、町として



も、町費が若干でも少なく整備ができるということで取り組もうというものでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（節 公一君） 続いて、議案第3号について。

松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 議案第3号、平成30年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

予算書の8ページをごらんいただきたいと思います。

5款2項4目治山事業費、補正前の額492万8,000円、補正額270万円、合計762万8,000円。財源の内訳ですが、国県支出金100万円、一般財源170万円、区分としまして、13節委託料20万円、15節工事請負費250万円、これは毎年継続的に口立川地区改良工事として事業を実施しております。工事の内容といたしましては、イワフネ谷川の侵食防止のための護岸工と流路底盤底張り工でございます。

続きまして、右の9ページをごらんください。

10款2項1目農業施設災害復旧費、補正前の額104万円、補正額750万円、計854万円。財源の内訳、国県支出金419万5,000円、地方債160万円、その他75万円、これは負担金でございます。一般財源95万5,000円、区分としまして、15節工事請負費750万円でございます。事業の内容といたしましては、農地災害として畑が1カ所、農業用施設災害としまして水路2カ所と農道1カ所を復旧するものです。治山事業の早期事業完了、また災害復旧事業によります被災箇所の早期復旧をしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（節 公一君） 続いて、議案第5号についての詳細説明を求めます。

岡本福祉課長。

○福祉課長（岡本重男君） 議案第5号、平成30年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）をお出してください。

3ページを開いていただきたいと思います。

まず、歳出の説明をさせていただきます。

6款1項1目第1号被保険者保険料還付金、補正額が18万円、補正後の額が38万円となっております。財源につきましては、前年度繰越金を充当しております。

それから、同じ項で、2目償還金3,070万2,000円の補正額で、こちらのほうは補正前が0円でしたので、補正後も3,070万2,000円となります。財源は、同じく前年度繰越金を財源としております。こちらは、平成29年度の国からの補助の返還をするお金になってまいります。それで、歳入のほうは、2ページのほうで、歳入の……。済いません。3ページのほうの上の欄で、9款1項1目繰越金で、補正額が3,088万2,000円、補正後の額が3,109万2,000円となっております。ご審議をよろしく願います。

○議長（笹 公一君） 以上で議案第1号から第5号までの詳細説明は終わりました。

それでは、議案第1号についての質疑を行います。

議案第1号について質疑はございませんか。

税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、ありませんか。

大西議員。

○10番（大西一司君） これ値上げして、どれぐらいの影響ありそうですか。

○● ●（● ●君） ● ●。

○10番（大西一司君） たばこ。本町、割とずっと喫煙率が減っていきよんののに、割合ずっと、ええ線キープしとんやけんど。

○議長（笹 公一君） 久木税務課長。

○税務課長（久木喜仁君） 正直申しまして、この条例について試算はしておりませんが、その附則第2条の手持ち品課税の実施については、勝浦町内のコンビニエンスストアのものが対象になるということで、そこの在庫の分についての課税が大きな影響でないかというふうに思います。ちょっとそれ以外のものについて、町内にどの程度の税込アップになるとかという話は、ちょっと試算しておりません。

○10番（大西一司君） さっき、何万円もと言った。ほかの一般の何は、何て言うん、たばこ入れてあれするん。

○議長（笹 公一君） 自販機の。

○10番（大西一司君） 自販機やは影響ないということ、全然関係ないということやね。ふうん、ほんなら本町の場合は、その2店舗の扱いに関する在庫っちゃうか、この関係だけですか。

○議長（笹 公一君） 久木課長。

○税務課長（久木喜仁君） この税率の引き上げについて、少々のアップ、税率を上げればたばこを控える人も出るかもわかりませんが、そこらの兼ね合いはちょっと試算しておりません。ほなけん、税率アップしますので、普通から考えたら若干は上がるのかなというふうな感覚で、それ以外については、さっき言うたコンビニエンスストアでの在庫品についてのものについて課税対象になるということです。

○10番（大西一司君） 在庫分に対してだけってことやな、何かちょっとようわからんのやけど。ほな終わります。

○議長（笹 公一君） ほかにございませんか。

国清議員。

○7番（国清一治君） 字句の解釈だけ教えてもろうとんやけど、条例の24条、この資料を見よったら、この24条ちゅうんは、個人住民税の非課税の範囲のどこだと思ふんやけん、これが従来控除対象配偶者であったんが同一生計配偶者に変更って書いとんやけん、このちょっと字句の差ちゅうのは、どういう解釈になるのかな。一緒におらなんたらあかんってことかな、住所地とか、そんなんが。済いません。

○議長（笹 公一君） 久木課長。

○税務課長（久木喜仁君） 住民税のときの3月の条例改正のときに、多分この条例改正したと思ふんですけども、そのときに説明したのは、言葉は変わるんですけども、意味は全く変わらないということでございます。ほなけん、今までは同一ちゅう言葉がはいつてなかったんですけども、解釈とすれば、同じ一つの生計にしておる配偶者ということで、あえて同一って言葉が入ったというだけのことで、意味については全く変わりません。

○7番（国清一治君） ほな、住所要件とか、そういうんはついてないということやな。

○税務課長（久木喜仁君） それはありません。

○7番（国清一治君） ないんな。

○税務課長（久木喜仁君） はい。

○議長（笹 公一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） なければ、次、議案第2号についての質疑を行いたいと思います。

質疑のある方。

部活動指導員の報酬についてでございますが、ありませんか。

○10番（大西一司君） ほな、なかったら。

○議長（笹 公一君） 大西議員。

○10番（大西一司君） これって、どなんかいな。何人でもええんかい。例えば、バスケの監督ちゅうか、コーチだったら、もう一方ほかの部活動、例えば野球はどなんなということになるんじゃけど、一人がもちろんバスケも野球もバレーも見るちゅうわけにいかんだろうし、何人でもこういう対象になるんではうか。ざっと、この何を説明ちょっと大ざっぱにしてくれませんか。

○議長（笹 公一君） 笹山事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 今回は、県のほうが国と3分の1ずつ補助金を出して、その折に、県としましては各市町村1人ずつを対象として補助金を出すというふうなことで、本町は1町1校ということで勝浦中学校でお一人推薦というか、校長にどの競技で希望がありますかという問い合わせをしたところ、バスケということで希望を上げてきました。取っかかりということで、今後また国や県の予算もふえていく可能性はあると思うんですけれども、今回の場合は、県の補助金、各市町村1人ずつということで対応したということでございます。

○10番（大西一司君） やっぱり要望というか、希望はもちろんあると思うけん、これバスケだけちゅうたら、またちょっと変なものになると思うんで、取っかかりって今おっしゃられたけど、これが取っかかりで広まっていかなんたらいかんと思うし、当然不公平が生じるんで、ここらあたり推移を見守らなしようないんやけど、これやっぱり誰が考えても、特定のとこだけっていうのはおかしいと思うので、そこら辺留意して、前向きにちょっと進めていただきたいと思います。

○議長（笹 公一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） なければ、議案第3号、一般会計補正予算（第3号）について質疑はございませんか。

国清議員。

○7番（国清一治君） 補正の消防費のところで、簡易トイレのセットって言われたんやけど、実はこの前の指定訓練で、星谷は簡易トイレのつくり方を習うたんやけど、今回予算化されとんは、ちょっと具体的にどういうもので、何セット買って、町で保管するんか、地域に配布するんか、その3点。

○議長（笹 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 今現在予定しておるものは、テントとトイレ本体と、それと処理セット、これをセットにした部分を1セットとして購入をしていこうと思ってます。数につきましては、32セットというふうに思ってます。ほんで、使い方につきましては、一応各地区に配らせていただいて、ちょっと人数の人口差がございますので、そこらはちょっと調整はさせていただきながら、役場のほうでもいざというときに持っていける部分を若干確保したいというふうには考えております。一応、補助金を申請して、そういうふうな予定の段階ですので、ちょっと県と確認しながらになってきますので、必ずしもこれと同じもんになるかどうかわかりませんが、現状ではそういうふうには考えております。

○7番（国清一治君） わかりました。

○議長（笹 公一君） ほかにありませんか、ありませんか。

ちょっとほんなら僕のほうからひとつ、笹山事務局長、これも補助員、指導員、部活動の。これって、試合にも最近行けるようになったでしょう、出られるように。それの分も全部、試合の分の時間も、皆この中に40万円の中に含まれとんですか。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） はい、部活動に指導をしていただいたことということで、試合も練習も含まれるということでございます。

○議長（笹 公一君） それで、こんな40万円でいけると。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 上限40万円ということでございます。

○議長（笹 公一君） ほかにございませんか。

美馬議員。

○3番（美馬友子君） 治山事業費、立川地区と言われたんですけど、ちょっと具体的に、工事時期教えてください。

○議長（笹 公一君） 松本建設課長。

○建設課長（松本博文君） 毎年継続的に口立川地区改良工事として工事事業を実施している箇所なんですけど、以前に山腹が崩壊いたしまして、県営治山の復旧事業で県のほうで復旧をしていただいたところの隣にありますイワフネ谷川の侵食防止のための工事となっております。ほんで、時期につきましては、できるだけ早く発注できるように努めてまいりたいと思います。

工事箇所については、おっしゃられます、町道の下流部、それとその上流の流路底盤工といまして、河床の部分を補強するための工事を予定しております。

○議長（笹 公一君） いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） なければ、議案第4号、国民健康保険特別会計の補正予算について質疑のある方、ありませんか。

質疑なしでよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） では続いて、議案第5号、介護保険特別会計の補正予算について質疑はございませんか。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） では、質疑なしと認めます。

以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第1号から議案第5号までを第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさんでした。

午後2時37分 散会